

令和8年度 教育・保育施設入所のご案内

- 1 教育・保育給付認定申請と教育・保育施設の利用について
 - (1) 教育・保育給付認定とは
 - (2) 教育・保育施設を利用できる人（保育の必要性の事由等）
 - (3) 利用時間について
- 2 申込み方法について
 - (1) 令和8年4月1日からの入所申込み
 - (2) 年度途中からの入所申込み
 - (3) 町外の保育所の利用（広域入所）
- 3 入所申込みに必要な書類について
- 4 保育料について
 - (1) 保育料の決定方法
 - (2) 保育料の軽減
 - (3) 保育料の納付方法
 - (4) 給食費について
- 5 入所後の手続きについて
 - (1) 現況届及び次年度利用申込みの手続き
 - (2) 申請内容に変更があった場合
- 6 その他
 - (1) 認可外保育施設を利用する場合
 - ・河津町保育料一覧表
 - ・河津町の教育・保育施設一覧表

河津町役場 福祉介護課 福祉係 電話 0558-36-3232

〒413-0595 河津町田中 212-2

1. 教育・保育給付認定申請と教育・保育施設の利用について

(1) 教育・保育給付認定とは

教育・保育施設の利用を希望する保護者の方は、利用のための教育・保育給付認定を受ける必要があります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。認定区分によって利用できる施設や時間が決まります。

① 3つの認定区分

対象となる子ども		認定区分	利用区分	利用できる施設
3歳以上	教育を希望	1号認定 【教育標準時間認定】	教育標準時間	幼稚園・こども園
	「保育を必要とする事由」に該当し保育を希望	2号認定 【満3歳以上・保育認定】	保育標準時間 保育短時間	保育園・こども園
3歳未満	「保育を必要とする事由」に該当し保育を希望	3号認定 【満3歳未満・保育認定】	保育標準時間 保育短時間	保育園 こども園 家庭的保育* 事業所内保育*

② 保育の必要量

2号・3号認定は、保護者の就労形態などにより、次の2つの利用区分に分けられます。

- ・保育標準時間（最長11時間利用）：月120時間以上の労働、フルタイム就労
- ・保育短時間（最長8時間利用）：月64時間以上120時間未満の労働、パートタイム就労

*家庭的保育と事業所内保育は「保育短時間」のみとなります。

③ 児童の年齢早見表

歳児	生年月日 (この間に生まれた児童が左の歳児別の認定となります。)
5歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
0歳児	令和7年4月1日～

(2) 教育・保育施設を利用できる人(保育の必要性の事由等)

① 1号認定

3歳児から5歳児までの児童で、保護者が「保育の必要性」に該当しない場合は「教育標準時間認定」を受けて幼稚園・こども園へ入園することができます。

② 2・3号認定

保育の利用申込みができるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当する場合です。認定事由により、利用区分が異なります。

保護者の状況		利用区分	認定の有効期間
就労	月 120 時間以上就労している	標準時間	就学前まで
	月 64 時間以上 120 時間未満就労している	短時間	
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間がない	標準時間	産前産後各 8 週の月初から月末まで
疾病・障害	病気や障害がある	申請内容による	療養を必要としなくなるまで
介護・看護	病人や障害者を介護・看護している	申請内容による	介護を必要としなくなるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	短時間	90 日目が属する月の末日まで
就学	学校・職業訓練校に在学している	申請内容による	必要な期間
虐待・DV	虐待や DV のおそれがある	標準時間	必要な期間
育児休業中の継続利用	既に保育を利用している子どもがいて、下の子の育児休業を取得した	短時間	育児休業対象児童が 1 歳を迎える年度末まで
災害復旧	災害などの復旧に当たっている	標準時間	必要な期間

(3) 利用時間について(教育標準時間認定と各保育時間認定)

(町内保育施設の例)

◎教育標準時間認定を受けた人の利用時間(さくら幼稚園)

7:30	8:30	14:00	18:00
預かり保育	教育時間(5時間半)	預かり保育	

◎保育短時間認定を受けた人の利用時間(わかば保育園)

7:15	8:30	16:30	18:15
延長保育	通常保育(8時間)	延長保育	

◎保育標準時間認定を受けた人の利用時間(わかば保育園)

7:15	8:30	16:30	18:15
通常保育(11時間)			

※教育標準時間認定や保育短時間認定を受けた人が預かり保育、延長保育を利用すると、保育料とは別に延長保育料が発生します。延長保育料は無償化の対象となりません。

2. 申込み方法について

(1) 令和8年4月1日からの入所申込み

① 【教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書の提出】

「認定の申請」と「利用の申込み」は同時に行います。(→P4 申込みに必要な書類)

令和7年11月21日(金)までに福祉介護課へ提出してください。



② 【審査・調整】

申請書等をもとに認定要件を満たしているか審査します。入所申込者が定員を超えた場合は利用調整を行います。家庭状況や就労状況の確認のため、面接や自宅訪問のほか、勤務内容について勤務先に確認することがあります。

※ 翌年4月1日からの申請については、入所調整等の事務に時間を要するため、認定結果の通知については、翌年1月以降に延期されますのでご了承下さい。



③ 【支給認定・入所決定】(1月)

「支給認定証」と「入所承諾通知書」を送付します。保留の場合は電話でご連絡します。



④ 【入所説明会】(1～3月頃)

入所に際し必要な書類や準備するものについて、各保育施設で説明します。



⑤ 【利用者負担額(保育料)の決定】(3月)

保護者の市町村民税を基に利用者負担額(保育料)を算定し、郵送により通知します。



⑥ 【施設での利用開始】

入所当初は通常よりも短い時間での保育(慣らし保育)となります。子どもの状況によりますが、通常1週間から10日程度です。転園した場合も慣らし保育が必要です。3月中に慣らし保育をすることはできません。

(2) 年度途中からの入所申込み

【教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等利用申込書の提出】

「認定の申請」と「利用の申込み」は同時に行います。(→P5 申込みに必要な書類)

・入所は原則毎月1日からとなります。

・入所を希望する月の前々月から、申込みを受付けます。入所する月の前月の15日までに福祉介護課へ提出してください。 例: 12月から入所希望の場合 10月1日～11月15日の間に提出

その後の審査や入所調整、支給認定等は適宜実施します。

入所に関する各保育施設での説明等は事業所と日程調整の上実施行います。

年度途中からの入所でも、慣らし保育は必要となります。

(3) 町外の保育所の利用(広域入所)

広域入所とは、河津町在住の方が町外の施設を利用する制度です。

保護者全員の勤務先が町外で、勤務先が施設の所在市町にあり、かつ河津町内の保育施設では開園している時間内の迎えに間に合わない、引っ越し予定がある、里帰り出産時に利用したいなどの条件が必要になります。

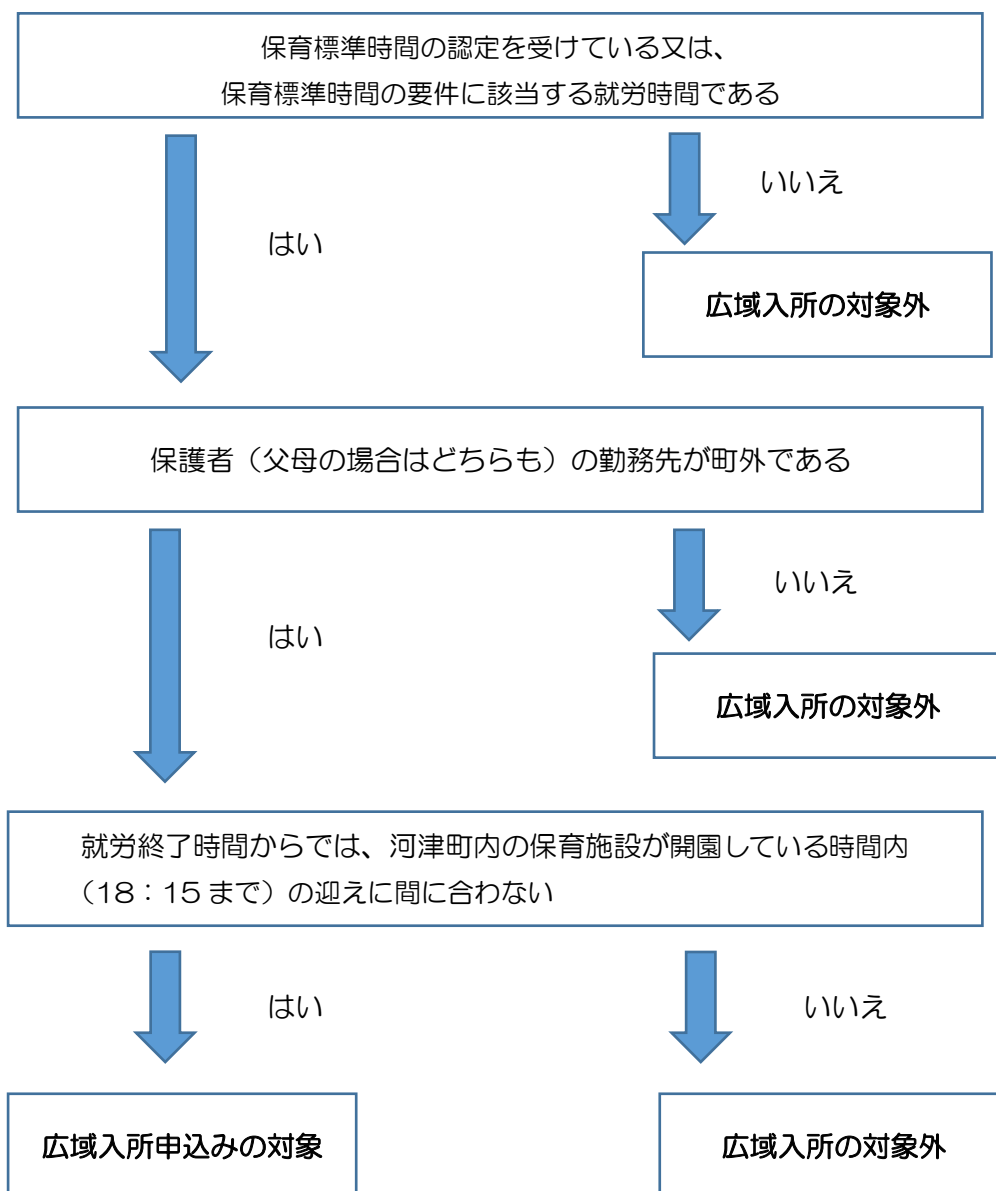
施設のある市町との協議により受入れが決定しますので、広域入所の条件を満たしている場合でも、相手先の市町が受入れできない状況（待機児童がいるなど）であれば入所はできません。

通常の申込みとは異なりますので、広域入所を希望される場合は福祉介護課へご相談ください。その際、①施設の空き状況 ②必要書類 ③申込み期限などを、事前に希望する施設がある市町へ問い合わせさせていただくと手続きがスムーズです。

【広域入所を希望する場合】

令和8年4月入園の申請締め切り：11月21日（金）

広域入所の要件フローチャート



3. 入所申込みに必要な書類について

- ① 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書(両面) 児童1人につき1枚
- ② 保育の必要性を証明する書類 (下表参照) ※教育標準認定の場合は不要

【保育の必要性を証明する書類】

父母両方、65歳未満の同居家族について提出してください。

保護者・家族の状況		提出書類（兄弟姉妹で申込む場合は1枚ずつで結構です）
就労	外勤・内職 （就労予定を含む）	☐ 就労証明書 ＊事業主の証明が必要です
	自営・農業・漁業等 （事業主が本人または親族）	☐ 就労証明書 ☐ 自営業申立書 ☐ 営業許可証や確定申告の写し等、事業内容が確認できる書類 ☐ 源泉徴収票、確定申告の写し等、 <u>本人の就労を確認できる書類</u>
妊娠・出産		☐ 申告書 ☐ 母子健康手帳の写し
疾病、障害		☐ 申告書 ☐ 診断書 ☐ 障害者手帳、療育手帳、介護保険証の写し
介護、看護		☐ 申告書 ☐ 診断書 ☐ 障害者手帳、療育手帳、介護保険証の写し
災害復旧		☐ 罹災証明書
求職活動		☐ 申告書 ☐ ハローワークカードの写し
就学		☐ 申告書 ☐ 就学証明書
育児休業中の継続利用		☐ 就労証明書（休業期間と復職予定日が記載されたもの）
その他		☐ 福祉介護課へお問い合わせください

4. 保育料について

※4月1日時点で1号・2号認定の子ども（3～5歳児クラスの子）につきましては、幼児教育・保育の無償化にともなって、保育料の自己負担はございません。

（1）3号認定の子どもの保育料の決定方法

保育料は、4月1日現在の子どもの年齢と、保護者（父母）の市町村民税額をもとに決定します。原則、父母の合算した市町村民税額で決定しますが、実態として祖父母などの同居者が生計の中心者であることが明らかな場合には、同居者の市町村民税額で保育料を算定する場合があります。

4月～8月の保育料	前年度の市町村民税額をもとに算定します 例：令和8年4月分保育料⇒令和7年度市町村民税額で算定
9月～3月の保育料	当年度の市町村民税額をもとに算定します 例：令和8年9月分保育料⇒令和8年度市町村民税額で算定

- ・毎年9月が保育料の切り替えの時期となります。
- ・子どもの年齢は、4月1日現在の年齢が1年間適用されます。
- ・3号認定（3歳未満）は標準時間・短時間によって保育料が異なります。
- ・年度途中に3号から2号に認定変更した場合（2歳→3歳）も、その年度末までは「2歳児」として保育料を算定します。（無償化の対象とはなりません）
- ・保育料算定における市町村民税額には、税額控除（住宅取得控除など）は反映されません。

（2）保育料の軽減

【一般世帯の多子軽減】

- ・第3階層から所得割額 57,700 円未満の世帯
同一世帯の最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
第1子、第2子を数えるのに、年齢制限はありません。
- ・所得割額 57,700 円以上の世帯
保育所等を利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。
第1子、第2子と数えるのは、未就学の児童のみで数えます。

【ひとり親世帯、在宅障害児のいる世帯の軽減】

- ・第3階層から所得割額 77,101 円未満の世帯は、一律 3,000 円となります。いずれの階層も2人目以降は無料となります。（年齢制限なし）

（3）保育料の納付方法

納付先は利用施設によって異なります。

- ・保育園や町内のこども園 ⇒ 河津町へ納付
口座振替により行います。
後日お送りする口座振替依頼書により、金融機関でお手続きをお願いします。
- ・保育園以外の施設（地域型保育事業所や町外のこども園等） ⇒ 施設へ納付
納付方法は各施設にお問い合わせください。

(4) 給食費について

- ・ 3号認定（満3歳未満、0・1・2歳児クラス）の子に関しては、保育料のなかに給食費を含んでいます。
- ・ 1・2号認定（満3歳以上、3歳児クラス以上）の子に関しては、別途支払いが必要となります。
（数千円程度、金額は施設により異なる）
- ・ 年度途中に3号から2号に認定変更した場合（2歳→3歳）も、その年度末までは保育料の中に給食費を含みます。

給食費の軽減措置

給食費は、主食費（ごはん、パンなど）と副食費（副菜、おやつなど）に分けることができます。

そのうち副食費については、免除となる世帯があります。

- ・ 所得割額 57,700 円未満の世帯（ひとり親は所得割額 77,101 円未満）
- ・ 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども
（第1子、第2子と数えるのは、未就学の児童のみで数えます。）

河津町保育料一覧表(3号認定)

階層区分				月額保育料	
				0～2歳	
				標準時間	短時間
第1		生活保護法による被保護世帯		0 円	0 円
第2		町民税非課税世帯		0 円	0 円
第3	1	町民税均等割のみ課税世帯		8,500 円	8,300 円
	2	町民税所得割額課税世帯	町民税所得割額が 5,000 円未満	10,500 円	10,300 円
	3		5,000 円以上 48,600 円未満	12,000 円	11,800 円
第4	1		48,600 円以上 52,200 円未満	12,500 円	12,100 円
	2		52,200 円以上 57,700 円未満	15,000 円	14,600 円
			57,700 円以上 60,500 円未満	15,000 円	14,600 円
	3		60,500 円以上 72,400 円未満	17,000 円	16,600 円
	4		72,400 円以上 77,101 円未満	20,000 円	19,600 円
			77,101 円以上 84,600 円未満	20,000 円	19,600 円
	5		84,600 円以上 97,000 円未満	23,000 円	22,600 円
第5	1		97,000 円以上 120,400 円未満	27,000 円	26,400 円
	2		120,400 円以上 144,400 円未満	30,000 円	29,400 円
	3		144,400 円以上 169,000 円未満	34,000 円	33,400 円
第6	1		169,000 円以上 228,700 円未満	36,000 円	35,100 円
	2		228,700 円以上 267,600 円未満	40,000 円	39,100 円
	3		267,600 円以上 301,000 円未満	46,000 円	45,100 円
第7	1		301,000 円以上 348,600 円未満	49,000 円	47,800 円
	2		348,600 円以上 397,000 円未満	54,000 円	52,800 円
第8			397,000 円以上	60,000 円	58,400 円

A
↑

B
↑

※今後、改正がある場合がありますのでご了承ください。

多子軽減の子どもの数え方

A 一般世帯の年齢制限なし

B ひとり親世帯等の年齢制限なし

2号認定の子の副食費の軽減措置

A 一般世帯の免除

B ひとり親世帯等の免除

**普通徴収の場合
(口座引落・納付書)**

住宅取得控除など税額控除がある場合は、
控除前の所得割額で算定します。

平成 年度 町民税・県民税 課税明細書										行政区コード	世帯コード	基本コード
営業所得	農業所得	不動産所得	配当所得	雑所得	総合所得	一時所得	総合所得	総合所得	総合所得	通知書番号	町民税	県民税
医療費	社会保険料	生命保険料	地震保険料	配偶者・基礎控除	配偶者・基礎控除	配偶者・基礎控除	配偶者・基礎控除	配偶者・基礎控除	配偶者・基礎控除	税額控除前所得割額	調整控除	配当控除
雑所得	総合所得	一時所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	住宅取得金等特別税額控除	寄附金税額控除	外国税額控除・調整額
総合所得	総合所得	一時所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	配当控除又は株式等	所得割	均等割
総合所得	総合所得	一時所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	配偶者の合計所得	減免額	
総合所得	総合所得	一時所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	給与から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額の合計額	普通徴収の方法によって徴収する額の合計額
総合所得	総合所得	一時所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	総合所得	所得割控除不足配当額・株式等譲渡所得割額控除額		

**市町村民税
・所得割
・均等割**

※所得金額で総合長期譲渡・一時の金額は、1/2前の金額が記載されていますが、総合所得金額の欄は1/2後の金額で計算されています。
また、合計所得金額の欄は、分離譲渡の特別控除前の金額が記載されていますが、税額を計算するときは特別控除後の金額で計算されます。

2

**特別徴収の場合
(給与天引き)**

税額控除前の所得割額

**市町村民税
・所得割
・均等割**

平成 年度 給与所得等に係る町民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)										
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	市町村民税
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	税額控除前所得割額④
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	税額控除額⑤
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	所得割額⑥
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	均等割額⑦
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	税額控除前所得割額④
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	税額控除額⑤
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	所得割額⑥
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	均等割額⑦
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	特別徴収税額⑧
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	控除不足額⑨
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	既充当額⑩
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	差引納付額⑪⑧-⑩-⑨⑩
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	変更前税額⑫
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	増減額⑬⑧-⑫
給与収入	給与所得	その他の所得計	主たる給与以外の合算所得区分	総合所得金額①	総合所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	変更月

5. 入所後の手続きについて

(1) 現況届及び次年度利用申込みの手続き

2号・3号認定を受けた方には、年に1回、保育の必要性の事由（認定要件）の確認のために「現況届」を提出していただきます。また、併せて、次年度の利用意思の確認（利用申込み）も行います。

- ・入所当初に就学前までの入所を希望した場合でも、入所の承諾は年度ごとになります。
- ・手続きの案内は、施設をとおして11月頃にお知らせします。

【提出書類】

- ① 教育・保育給付認定現況届 兼 利用申込書（継続用）
- ② 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

(2) 申請・届出内容に変更があった場合

勤務先や家庭状況の変更など、申請内容に変更が生じた場合は変更申請の手続きが必要です。

- ・住所、勤務先、家族構成等が変わった
- ・仕事を退職した
→求職中となった段階で、「保育短時間認定（入所期間90日）」となります。
- ・母が妊娠した（出産した）
→育児休業を取得する場合は、産まれた子どもが1歳を迎える年度末まで入所できます。
出産から8週後の翌月から「保育短時間認定」となります。
- ・保護者が婚姻、離婚した
→保育料が変更になる場合があります。
- ・利用区分（短時間・標準時間）を変更したいとき
→認定の変更は、申請日の翌月からの適用（月単位）となりますのでご注意ください。
認定変更をする場合は、前月中に手続きをしてください。

（例）短時間認定だったが、6月15日からフルタイム勤務に変わる

- * 6月に手続きを行った場合 翌月7月から標準時間に変更
- * 5月に手続きを行った場合 翌月6月から標準時間に変更

- ・年度途中に退所したい場合
→「退所届」を提出してください。原則月末での退所となります。

6. その他

(1) 認可外保育施設を利用する場合

- ・4月1日時点で3～5歳児クラスの子については、保育の必要性の認定を受けた場合、保育料が無償化となります（3.7万円まで・新2号認定）。
- ・0～2歳児クラスの子についても、住民税非課税世帯の子どもたちは無償化の対象となります（4.2万円まで・新3号認定）。
- ・0～2歳児クラスの子で無償化の対象とならなかった方でも、河津町独自の助成制度があります。
保護者が支払った利用料（入園料、教材費、通園バス利用料等を除く）から、河津町が定める保育料を差し引いた額を助成します。保育の必要性の認定を受ける必要があります。

申請手続きについては、福祉介護課へお問い合わせください。

河津町の教育・保育施設一覧

区分		特定教育・保育施設		地域型保育事業所			
名称		さくら幼稚園（公立）	わかば保育園（私立）	家庭的保育			事業所内保育
				ぐるんぱのおうち	ワタナベビーズ	ぼんぼんやまのおうち	伊豆今井浜病院 ひまわり保育所
所在地		笹原328番地の1	沢田83番地	田中　＊	湯ヶ野　＊	浜　＊	見高133番地の3
建物		鉄筋その他造 2階	鉄筋コンクリート耐火建築 2階	鉄骨造　2階 （保育室は1階）	木造　2階 （保育室は1階）	木造　2階 （保育室は1階）	木造　3階 （保育室は1階と2階）
連絡先		0558-34-1117（教育委員会） 0558-34-0700（さくら幼稚園）	0558-34-0873	090-6807-3891	090-7918-8208	0558-34-0180	0558-32-2250
定　員		180名	30名	5名	5名	5名	地域の児童5名程度 （全体では20名）
職員		園長 幼稚園教諭6名 支援員配置（有資格者）	園長 保育士5名 調理員1名	家庭的保育者1名 （保育士・幼稚園教諭資格有） 補助者配置	家庭的保育者1名 （保育士・幼稚園教諭資格有） 補助者配置	家庭的保育者1名 （保育士・幼稚園教諭資格有） 補助者配置	保育士4名 保育助手1名
対象児童	認定区分	1号認定・新2号認定 （教育標準時間認定・預かり認定）	2号認定・3号認定 （保育標準時間・保育短時間）	3号認定（保育短時間）	3号認定（保育短時間）	3号認定（保育短時間）	3号認定（保育短時間）
	R8.4.1現在の年齢	3～5歳	生後10ヶ月～5歳	生後6ヶ月～2歳	生後6ヶ月～2歳	生後6ヶ月～2歳	生後6ヶ月～2歳
教育・保育基本時間		8:30登園 9:00～14:00	月曜から土曜日の 8:30～16:30	月曜から金曜日の 8:30～16:30	月曜から金曜日の 8:30～16:30	月曜から金曜日の 8:30～16:30	月曜から土曜日の 8:30～16:30
延長保育 預かり保育		教育日　早朝　7:30　～ 8:30（条件有） 午後　14:00　～ 18:00 長期休業日　7:30　～ 18:00 ※年少:入園1週間後より預かり開始 ※入園前の保育なし ※月に数日預かり保育不可の日あり	早朝　7:15　～ 8:30 夕方　16:30　～18:15 （保育短時間認定の場合有料）	要相談 （延長保育の場合有料）	要相談 （延長保育の場合有料）	要相談 （延長保育の場合有料）	早朝　8:00～8:30 夕方　16:30～17:30
ならし期間		年少のみ 入園式から10日間は、11:30まで その後、5月連休まで13:00 5月連休明けから通常14:00まで	9～10日間 入園から4日間は、10:30まで 入園から5～8日の間は、12:00まで ただし土曜日は日数に入れない	5日程度	5日程度	5日程度	5日程度
休園日		土日曜・祝祭日 園長が認めた日 夏季・冬季・春季休業日	日曜・祝祭日 年末年始 （12月29日～1月3日）	日曜・祝祭日 年末年始 （12月29日～1月3日）	日曜・祝祭日 年末年始 （12月29日～1月3日）	日曜・祝祭日 年末年始 （12月29日～1月3日）	日曜・祝祭日 年末年始 （12月29日～1月3日）
給食（昼食・おやつ）		給食有（年少4月試食　5月開始） （夏季・冬季・春季休業期間等は給食なし） 預かりおやつ有	提供有 （3歳以上児の給食費負担有）	提供有	提供有	提供有	提供有
入所者説明会等		【令和8年1月16日（金）予定】	【令和8年3月6日（金）予定】	個別に説明	個別に説明	個別に説明	個別に説明
保育理念		未来を担う子どもたちが、自ら考え生きる力の基礎を養うことが出来るように創意ある保育、自然や人との関わり、小学校との滑らかな接続などに重点を置き、瞳を輝かせ登園する温かくそして活気ある園を目指します。	園児の最善の利益を考慮し、その福祉を増進するため、より良い環境のなかで子どもの心身を健やかに育て、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目標としています。	和久洋三氏が唱える『子どもに発見と創造の喜びを』を大切にしたい、豊かに生きるための基礎が身につき、健やかにのびのびと育つ保育を心掛けています。	お子様の月齢や様子に合わせたのんびりと温かい保育を心がけています。	乳幼児の大切な時期を、心ゆたかに、温かい保育を心がけています。子どもたちにとって、安心して生活できる、もうひとつのおうちです。	家庭的で、明るく楽しい環境の中、目の行き届いた安心とゆとりの保育を提供しています。
その他		PTA会費（月額250円） 教材費（月額400円） 絵本代（月額370円～450円）	保護者会（会費月額700円） 教材費等の負担費用有 お誕生日会・遠足等行事有				

* 家庭的保育の所在地は、防犯のため番地を省略しています